

[「工事費等内訳書の取り扱いについて」にかかる周知事項]

「工事費等内訳書の取り扱いについて」

(https://www.yokkaichi-port.or.jp/pdf/bid_contract_provisions/reiki17-22_R2.7.pdf 参照) の 1. 工事費内訳書の提出対象工事及び作成・提出方法 (2) 工事費内訳書の作成については、当面の間、適用しないこととします。

なお、入札時には、引き続き、HPに添付されている工事費内訳書(入札時提出用)のエクセルファイルを使用し、必ず提出してください。提出されていない場合は、四日市港管理組合財務規則第94条第7号の規定により、「無効」となります。